令和5年度前橋市大区画ほ場整備事業補助金交付要項

令和5年4月28日から適用

取扱担当課

前橋市役所農村整備課(7階)

電話 027-898-6713(直通) 027-224-1111(内線3713) 電子メールアドレス nousonseibi@city.maebashi.gunma.jp

この補助金の交付目的、内容、交付手続等は、次のとおりです。

| 交付目的 | | 農業生産性を向上させ、農業経営の効率化を促すため、ほ場区画を大規模化する費用を補助するものです。 | | | |
|------|--|--|-------------------|-----------|--|
| | 補助事業者 | 認定農業者、農地所有適格法人、集落営農組織、機械化組合で、本市内で 2ha以上の耕作を行っている者 | | | |
| | 交付の対 象となる事 業及び経 費 | 一区画の農地面積を35a以上にする工事の費用のうち下表に定める 対象工種等及びその基準額 | | | |
| | | 対象工種等 | 対象工種等の基準額 | 備考 | |
| | | 整地工 | 187,910円 (1haあたり) | 自力施工の場合のみ | |
| | | 畦畔工(除去) | 659円 (1mあたり) | 自力施工の場合のみ | |
| | | 取水工(新設) | 5,517円 (1箇所あたり) | 自力施工の場合のみ | |
| | | 水尻工(新設) | 6,409円 (1箇所あたり) | 自力施工の場合のみ | |
| | | 機械賃借料 | 実費 | 自力施工の場合のみ | |
| | | 施工委託料 | 実費 | | |
| | | 測量委託料 | 実費 | | |
| 内 容 | 対象工種等の基準額に対象工種等の数量を乗じて算出した金額に機構 借料等の見積額を加えた合計金額(1円未満切捨て) 2 補助率: 事業費の1/2以内(千円未満切捨て) 交付金額 3 補助上限額: (1) 認定農業者、農地所有適格法人(農事組合法人以外)、集落営農組織、機械化組合500,000円 (2) 農地所有適格法人(農事組合法人) 250,000円 | | | | |
| | 交付条件 | 1 補助事業者は、補助事業の遂行に関する報告及び実地調査に応じる ことを求められた場合は、これに応じなければなりません。 2 補助事業者は、補助事業等に係る収入及び支出を明らかにした書 類、帳簿等を補助金の交付を受けた会計年度の終了後5年間保存しな ければなりません。 | | | |

| | | 次の書類により申請してください。 |
|--------|---|--|
| 交付手続き等 | 交付申請 の方法 | 交付申請書 添付書類 (1) 実施設計書及び図面(平面図、位置図) (2) 収支予算書 (3) 見積書(機械賃借または施工委託、測量委託を行わない場合不要) (4) 同意書(申請者と事業実施ほ場所有者が同一の場合不要) (5) その他参考となる書類 |
| | 交付決定 の時期等 | 申請書類等の審査及び調査を行い、受理した日から30日以内に、交付の可否、金額、条件等を決定し、通知します。 |
| | 対象事業 が変更、中 止又は廃 止となった 場合の手 続 | 1 補助事業の内容を変更し、中止し、又は廃止しようとする場合は、変更等の手続きが必要となります。2 上記の場合は、変更等を行う前に、変更等承認申請書を提出し、承認の決定を受けなければなりません。 |
| | 変更等承 認決定の 時期 | 変更等承認申請書の審査及び調査を行い、受理した日から30日以内に、承認の可否を決定し通知します。 |
| | 実績報告 書の提出 | 1 事業が完了した日から30日以内に、次の書類により報告してください。 (1) 実績報告書 (2) 添付書類 ア 収支決算書 イ 工事写真帳 ウ 機械賃貸業者、施工受託業者、測量受託業者との契約書及び領収書 の写し (機械賃借、施工委託、測量委託を行わない場合不要) エ その他参考となる書類 2 上記により提出された書類等の審査及び調査を行い、補助金額を確定し通知します。 |
| | 請求の方 法、支払 時期等 | 1 実績報告書を提出し、補助金額が確定した後、次の書類により請求してください。 (1) 補助金交付請求書 (2) 添付書類 ア 交付決定通知書の写し イ 補助金額確定通知書の写し ウ 変更等承認通知書の写し(変更を行わなかった場合不要) 2 上記請求書の内容を確認し、受理した日から30日以内に支払います。 |
| | 交付決定 の取り消し 又は補助 金の返還 | 1 次の場合は、補助金の交付決定の全部又は一部が取り消されます。 (1) 偽りその他不正な手段により交付決定又は交付を受けたとき。 (2) 補助金を他の用途に使用したとき。 (3) この要項、交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。 2 補助金の交付を受けた後、補助金の交付を取り消された場合、取り消しに係る部分の金額を指定された期限までに、補助金を返還しなければなりません。 3 補助事業者は、補助金の返還の通知を受け、指定された期限までにこれを納付しなかったときは、「前橋市税外収入金の督促及び滞納処分等に関する条例(昭和39年前橋市条例第25号)」の規定により算出した延滞金を納付しなければなりません。 |
| | 申請書等 の書式 | 1 交付申請書(様式第1号) 2 交付決定通知書(様式第2号) 3 変更等承認申請書(様式第3号) 4 変更等承認通知書(様式第4号) 5 実績報告書(様式第5号) 6 補助金額確定通知書(様式第6号) 7 補助金交付請求書(様式第7号) |